

## 第10回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和3年3月25日（木） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 |       | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |       | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第14号 | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第 4 | 報第15号 | 農地法の規定に基づく許可処分を取り下げについて                   |
| 日程第 5 | 議第76号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 6 | 議第77号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第78号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第 8 | 議第79号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第 9 | 議第80号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第10 | 議第81号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第11 | 議第82号 | 農用地利用配分計画（案）について                          |
| 日程第12 | 議第83号 | 農地所有適格法人の適格者証明について                        |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、田口康慈、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、林政部長：細野達也、畜産課長：倭一弘、振興主事：池田正人、農地主事：林義一、書記：木戸脇良昭、川田健磨、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、農地相談員：森本和彦

職務代理	ただいまより第10回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名中19名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会長	皆さん、ご苦労様でございます。 大変暖かくなってきました。桜の開花も例年より非常に早くなりそうです。自分もリンゴを栽培していますが、花芽が例年より早く準備しています。こういう年は遅霜による農作物の被害が予想されますので注意してもらいたいと思います。 また、町内の神社も、例年ですと、この時期まで残雪が見られますが、今年は全く残雪がなく、降雪量も少なかったため、水不足が懸念されます。 本日も、多くの議案がありますが、宜しくお願い致します。
職務代理	ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。
議長	日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 2番 上堀委員と3番 村上委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第14号 農地所有適格法人の報告等について  
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

林地農地主事 今回は55法人のうち4法人について報告します。  
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、  
①法人形態  
②事業要件  
③構成員要件  
④役員要件  
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。  
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上4件について報告いたします。

加えて、事業期間の変更申出1件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第15号 農地法の規定に基づく許可  
処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇 書記	<p>今回は、1件の報告です。  (取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)  以上 1件の報告をさせていただきます。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議第76号 農地法第4条の規定による  使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と  します。  事務局の説明を願います。</p>
木戸脇 書記	<p>今回は、7件の上程です。</p> <p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地  区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3  種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判  断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一  般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を  いたします。</p> <p>(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地  目、面積、転用目的を説明)  (その他の説明)</p> <p>4、5番の案件については面積規模から、別途まちづくり条例の  手続きが必要。</p> <p>以上、7件 田畑12筆 2,578.61㎡についてご審議をお願い  いたします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可  申請に意見を付する件については許可相当として意見を付するこ  とに決定します</p> <p>続きまして、日程第6 議第77号 農地法第5条の規定による  権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について</p>

を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇  
書 記

今回は、12件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)(その他の説明)

4、7、10番の案件については面積規模から、別途まちづくり条例の手続きが必要。

以上、12件 田畑15筆 3,831.47㎡についてご審議をお願いします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第78号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇  
書 記

今回は、1件の上程です。

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定

いたします。

続きまして、日程第8 議第79号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇  
書 記

今回は、2件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第80号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

川田 書記

本日は25件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明)

25番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明)

以上、田畑69筆 85,572.00 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第81号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

川田書記 本日は8件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき  
田畑10筆 23,044.00㎡について、新規10年の使用及び賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第82号 農用地利用配分計画(案)について を議題とします。

事務局の説明を願います。

川田書記 10件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付  
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、10件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認と  
します。

続きまして、日程第12 議第83号 農地所有適格法人の適格  
者証明について を議題とします。

事務局の説明を願います。

林農地主 今回は、1件の上程です。

農地法第2条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があ  
り、4つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となりま  
す。

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法  
人で、

①法人形態要件

②事業要件

③構成員要件

④役員要件

のすべてを満たす法人。なお、農業生産法人以外の法人について  
は貸借方式で権利を取得することができず。

(適格説明書が提出された年月)

①法人形態要件の判断基準として法人形態を定款で確認したこ  
と

②事業要件の判断基準（売り上げの過半が農業部門）について、  
事業計画書により確認した農業部門の業務内容と全体に占める割  
合

③構成員要件（構成員は農地等を提供した個人、農業に年間150  
日以上農業従事する者、地方公共団体、農業協同組合などに限る）  
について 構成員の内訳と人数、事業計画の従事日数で予定して  
いるその年間従事日数

④役員要件(役員は当該法人の農業の常時従事者であり、  
かつ、その過半が農作業に60日以上従事する)について 役員  
の人数、事業目論見書で確認した役員は農業従事日数

農地所有適格法人となる目的、今後の拡大予定面積とその作物名



を説明)  
以上、1件のご審議をお願いいたします。  
議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農地所有適格法人の適格者証明について承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議長 それではこれをもちまして、第11回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

上堀 昌也 委員

---

村上 博 委員

---